

■保税搬入原則(輸入)

現状	改革に向けて
- 輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域等へ入れた後にするものとする。ただし、例外もある。関税法第67条の2第3項第3号は「当該貨物につき、特例輸入者又は特例委託輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合」としている - AEO事業者(特例および特例委託輸入者)のみ保税搬入原則の適用が除外されているが、CYにおける作業上AEOと一般貨物の取り扱いが分離されていないためAEO貨物の早期搬出に問題があるのではないか - 財務省の24年調査では輸入通関手続きの所要時間は以下の通り。AEO貨物に要する搬入から申告までの時間が極めて長い、その理由は——改善すべきでは * コンテナ貨物:入港～搬入27.3、搬入～申告25.7、申告～許可0.9＝総所要時間53.9時間(約2.2日) * AEO貨物:入港～搬入23.7、搬入～申告50.0、申告～許可0.0＝総所要時間73.7時間(約3.1日)	- 輸入貨物については、積み出し港で「出港前報告制度」が実施されていることから、AEO貨物にかかわらず、全ての輸入貨物に到着前に輸入申告(引取申告)を行うことが可能ではないか - 港湾における作業体制の整備により、港湾内作業の効率運営を目指す;船社が必要書類を荷主から受領、税関の許可も船社が受け、AEOか一般貨物かなど、港湾作業に必要な項目のみ船社からターミナルへ指示 - 現在のNACCSならびにサイバーポートで規定されている港湾運営に関わる管理項目は、在来船時代の基準に準じて制定されているのではない。であれば、海上コンテナのドア・ツー・ドア輸送をベースとした簡素化手法を検討すべき - 環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)の第5.10条第2項(a)で「自国の関税法令を順守するために必要な期間内(可能な限り物品の到着後48時間以内)に物品の引き取りを許可することについて定めること」と規定されている

出所:関連法令、財務省調査データなど参照の上、筆者作成